

# 藤沢市民病院看護補助者派遣業務委託に係る 事業者選定委員会審査要領

## 1 目的

この要領は、藤沢市民病院看護補助者派遣業務委託に係る事業者選定委員会の実施に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、公正に事業者を選考することを目的とする。

## 2 審査の流れ

- (1) 評価項目に基づき、提出された企画提案書等の内容について審査し点数化する。評価項目ごとの点数の合計を評価点とし、各選考委員の評価点の合計点において最も高い者を優先交渉権者とする。評価点の合計点の同じ者が2者ある場合は、評価項目のうち、業務履行体制の合計点が高い者を優先交渉権者とする。
- (2) プレゼンテーションの時間は、質疑応答を含み、一事業者30分以内とする。

## 3 評価方法

- (1) 評価項目に対する配点及び係数

評価項目			評価の視点	配点 係数×5	係数
1	業務実績	様式3	令和4年7月1日現在で受託している、夜間100対1急性期看護補助体制加算の施設基準に適合させるための夜間の看護補助者派遣業務実績に対する評価 (公立病院の実績を優先とし、病床数の多いものから最大3件まで)	10点	2
2	業務履行体制	任意様式	派遣労働者の採用基準及び採用方法についての評価	60点	3
			欠員を生じさせないための体制確保に対する評価		3
			派遣労働者の管理及び評価に対する評価 ・ 派遣労働者の勤務を把握・支援する体制 ・ 業務履行のための連絡体制 ・ 当院の派遣労働者に対する評価への対応		3
			派遣労働者の配置計画に対する評価（夜間100対1急性期看護補助体制加算の基準数配置までの計画）		3
			3		研修体制
4	その他	独自の提案事項に対する評価	5点	1	
5	見積価格	様式8	見積価格に対しての評価	10点	2
	計			100点	

(2) 評価点の設定

評価は、1～5の5段階による評価とし、各評価基準及び得点化方法は次のとおりとする。

評価	評価基準	得点化方法
5	特に優れている 特に良好である	5 × 係数
4	優れている 良好である	4 × 係数
3	妥当である 適切である	3 × 係数
2	一部不適切である やや劣っている	2 × 係数
1	妥当でない又は 該当する記載がない	1 × 係数

(3) 見積価格の評価

提出された見積金額を「提案見積金額」とし、提案者の中でもっとも安価な提案見積金額を「提案者中最低見積金額」としたうえで、次の計算に基づき見積金額の評価点を算出する。

5点 × (最低提案見積金額 ÷ 当該提案見積金額) により算出  
※小数点以下第1位を四捨五入